

1 介護予防ケアマネジメント費算定構造

令和8年6月1日改定部分

基本部分		注	注
		高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算
イ 介護予防ケアマネジメント費(1月につき)	( 442 単位)	-1/100	-1/100
ロ 初回加算	(1月につき + 300 単位)		
ハ 委託連携加算	( + 300 単位)		
ニ 介護職員等処遇改善加算	(1月につき+所定単位× 21 /1000)	所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	

※ 介護職員等処遇改善加算については令和8年6月1日から適用する。